

別紙４ 保守等の仕様

１．保守概要

システムが常に完全な機能を保つように、調達機器の保守作業を行うこと。保守作業にあたっては、地方公共団体情報システム機構及び現行システム業者との円滑な協力体制を実現すること。

２．保守要件

以下の作業を受託者の責任において確実に実施すること。なお、下記に示す内容は必須条件であり、これ以外の内容についても本県の業務に影響を与えないよう必要に応じて実施すること。

（１）ハードウェア保守

① 障害発生時保守

ア．対象機器

「別紙１ 機器仕様書」記載のハードウェア一式とする。

イ．保守内容

調達機器に故障など障害が発生した場合の修理及び復旧対応とする。

修理に要した、部品代及び技術料などの人件費は本業務の範囲とする。

ただし、消耗品及び有寿命部品は含まれない。

ウ．保守対応時間

通常運用時間（月曜日～金曜日 ８時３０分～１９時）を原則とする。ただし、障害の内容に応じ本県が必要と判断した場合は、上記時間以外でも対応を行うこと。

障害受付は、２４時間、３６５日可能なこと。

エ．保守方法

原則としてオンサイト対応とする。

（２）ソフトウェア保守

① 対象機器

「別紙１ 機器仕様書」記載のソフトウェア製品一式とする。

② 保守内容

ア．本県及び維持・管理支援業者からの各種問い合わせに対応すること。

イ．製品にバージョンアップ等が実施され、本県及び維持・管理支援業者から要望があった場合には、バージョンアップ版を提供すること。

③ 対応時間

通常運用時間（月曜日～金曜日 ８時３０分～１８時）を原則とする。

３．保守部品

（１）ハードウェア保守

賃貸借期間中、保守部品（付属品、サーバ機等導入時のソフトウェア、含む。）を常時保有するとともに供給／調達を保証し、速やかに入手できる手段、経路を確保しておくこと。即時での保守対応が困難な部品がある場合には、あらかじめ本県に明示すること。